（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）

第七条の二　（略）

２　建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金は、第一号に該当する建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　建設労働者の入職の促進及び処遇の改善を図るため、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設技能者（工事現場における建築工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。以下この項において同じ。）の技能や経験を評価する制度をいう。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和二年国土交通省告示第四百九十八号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の見える化評価基準に基づき、専門工事企業（建設技能者を雇用する事業者であって、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。）の施工能力（建設工事を施工する能力をいう。）、基礎情報（建設業法第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。）及びコンプライアンス（社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。）のそれぞれについて四段階で評価することをいう。）（以下「建設キャリアアップシステム等」という。）の普及促進に資する事業として、建設事業主団体等の構成員である建設事業主のほか、職業安定局長が定める要件に該当する者に対して、次のいずれかのものを行う建設事業主団体等

イ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に必要な費用の全部又は一部を補助する事業

ロ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に関する手続の支援、相談、情報の提供その他の援助を行う事業

ハ　建設労働者の就業履歴を蓄積する機器又はソフトウエアの導入を促進するための事業

（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）

第七条の二　（略）

２　建設分野雇用管理制度助成コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　その雇用する建設労働者に係る雇用管理制度の整備に関して、次のいずれかに該当する中小建設事業主

イ　労働協約又は就業規則に定めるところにより、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者又は能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるもののうち、同号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者と同等の能力を有すると職業安定局長が認めたもの（以下このイ及び次号イにおいて「登録基幹技能者等」という。）に係る賃金について、次に定める額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主であること。

(1)　登録基幹技能者等一人につき、五万円以上十万円未満

(2)　登録基幹技能者等一人につき、十万円以上

ロ　雇保則第百十八条第二項の規定により人材確保等支援助成コース助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、同項第一号ロ⑵に規定する雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間（ハにおいて「第一回評価時入職率等算定期間」という。）における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における入職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び当該入職者の数が、職業安定局長が定める目標値を達成しているものであること。

ハ　ロに該当することにより建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給を受けた中小建設事業主であって、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日から起算して二年を経過する日までの期間（⑵において「第二回評価時入職率等算定期間」という。）におけるロに規定する事業所における入職者の数を二で除して得た数（この(1)において「平均入職者数」という。）を第一回評価時入職率等算定期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び平均入職者数が、ロに規定する目標値を達成しているものであること。